

2017年
(平成29年)

12月号

なら

通巻361号

労働時報

CONTENTS

- 奈良県の最低賃金が改定されました 1
- 県立高等技術専門校 平成30年4月入校生募集 2
- 石綿による疾病の労災補償制度について 2
- はじまります、「無期転換ルール」 3
- もしもあなたが がんと告知されたら 4
- 改正育児・介護休業法がスタート 4
- 社員・シャインな職場訪問記③ 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県社会保険労務士会館
☎0120-450-355
月～金 9時～18時
対面相談は水曜日に開催しています

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)
☎0742-26-6900
第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)
☎0745-22-6631
第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごとセンター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごとセンター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

奈良県の最低賃金が改定されました

奈良県の最低賃金は、以下のとおりです。
使用者は、適用される最低賃金額等を周知する(最賃法第8条、同法施行規則第6条)とともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません(最賃法第4条)。

必ずチェック! 最低賃金

奈良県最低賃金		時間額 786円 (平成29年10月1日発効)
※1 特定最低賃金	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 860円 (平成29年12月27日発効)
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 849円 (平成29年12月27日発効)
	奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 851円 (平成29年12月27日発効)
	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	時間額 816円 日額 6,527円 (平成元年1月25日発効)

- 奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ただし、特定の産業には特定最低賃金(※1)が定められており、両方の最低賃金が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1ヶ月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

平成30年4月入校生募集案内 奈良県立高等技術専門校

本校は、再就職を希望している方や、学校を卒業し新たに職業に就かれる方が、職業に必要な技能・知識を学ぶ、公共職業能力開発施設です。近鉄橿原線石見駅下車西約200mの通校に便利な所にあります。

ハローワーク(公共職業安定所)と密接に連携し、さらに就職支援専任の職員が職業訓練期間を通して皆さんの就職活動のお手伝いをします。これらにより就職率は全体で9割を超えています。

一定の要件を満たすと、職業訓練期間中、雇用保険の失業給付期間延長、求職者支援制度、公共交通機関の学割などの援護措置が適用されます。

■募集科(各定員20名、期間1年)

- ・ ITシステム科
- ・ 家具工芸科(将来起業を志している方)
- ・ 建築科
- ・ 住宅設備科
- ・ 服飾ビジネス科
- ・ オフィスビジネス科
- ・ ビルメンテナンス科(おおむね35歳以上)
- ・ 造園技術科
- ・ 販売実務科(知的障害のある方)

■応募の流れ(販売実務科を除く全科)

1. 応募書類の受付期間
 - [第1回募集] 1月5日(金)～2月1日(木)
 - [第2回募集] 2月7日(水)～2月22日(木)
 - [第3回募集] 3月2日(金)～3月15日(木)
 - (注意:第2・3回募集は欠員のある科のみ実施)
2. 入校選考日(一般職業適性検査・面接)
 - [第1回募集]・一般職業適性検査: 2月13日(火)
 - ・面接: 2月19日(月)または20日(火)
 - [第2回募集] 2月28日(水)
 - [第3回募集] 3月20日(火)

■応募の流れ(販売実務科)

1. 応募書類の受付期間
1月9日(火)～1月22日(月)
2. 体験訓練・予備評価(入校希望者は必須です)
1月26日(金)まで
3. 作業試験・適性検査・面接
1月31日(水)、2月1日(木)
4. 合格発表: 2月8日(木)

■施設見学会の開催について

平成30年1月10日(水)、16日(火)、23日(火)、30日(火)、2月8日(木)、15日(木)、3月13日(火)

各日午後1時30分から開始します。時間までに本館玄関で受付を済ませてください。事前申込は不要です。2つの科まで見学できます。

また、販売実務科の施設見学及び相談は随時行っています。見学を希望される方は事前に本校にご連絡ください。

■募集案内パンフレット・応募書類の入手方法

- ・ 本校ホームページ(PDFファイルでダウンロード可)
- ・ 県内のハローワークや本校窓口で配布しています。
- ・ 郵送(送付先の住所・宛名を明記し140円切手を貼付した角型2号の返信用封筒を、『募集案内資料請求』と朱記した封筒に同封し本校へ郵送願います)

■お問い合わせ先

奈良県立高等技術専門校
〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440
TEL:0745-44-0565 FAX:0745-44-1057
URL: <http://www.pref.nara.jp/1755.htm>

(応募に関する詳しい内容は本校ホームページや募集案内パンフレットを入手してご確認ください)

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

制度のご案内は厚生労働省HPでもご覧になれます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/061013-4.html>

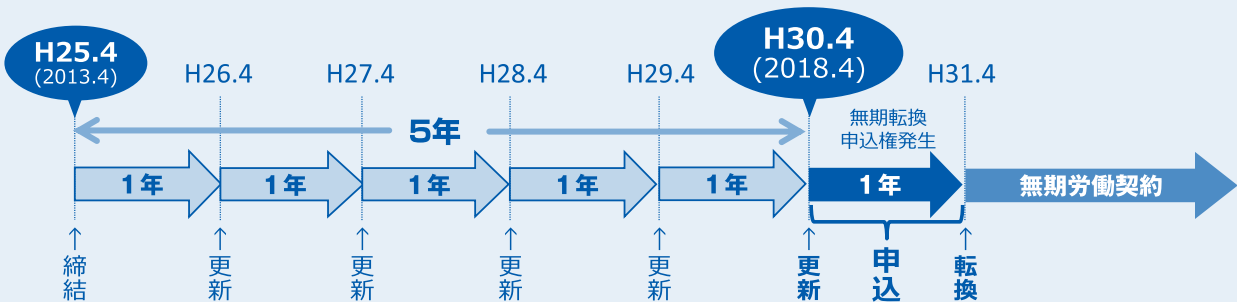
平成30年4月まであとわずか!

はじまります、「無期転換ルール」

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。**契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの**名称は問いません。**

企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、**一定の時間を要します。**
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は**早急に取りかかりましょう。**

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ **平成30年4月以降**、有期労働契約で働く多くの方に、**無期転換申込権の発生**が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、**安心して働き続ける**ことに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止めについて
 無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちら

- 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

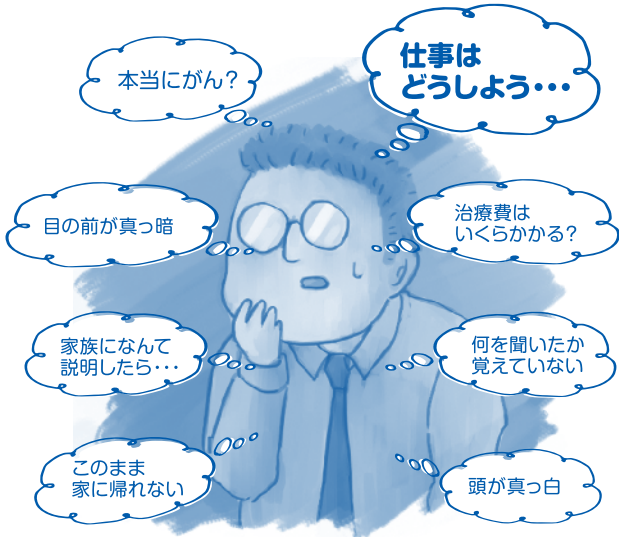
無期転換サイト

検索

奈良労働局 雇用環境・均等室【 ☎ 0742-32-0210 】

もしもあなたが がんと告知されたら

がんは、いまや日本人の2人に1人がかかる身近な病気です。
 また、医療技術の進歩でがんは治る病気となりました。
 とはいうものの、がんを告知されたら・・・



そんなときはまずい相談ください

退職!?!と大きな決断をする前に…
がん相談支援センターがあります。

- 県内のがん相談支援センター 一覧
 ※どなたでも、どの病院でも利用できます。
 ★では、社会保険労務士による「就労相談日」も設けています。

設置病院	問い合わせ
★奈良県立医科大学附属病院	0744-22-3051(代)
★奈良県総合医療センター	0742-46-6001(代)
★天理よろづ相談所病院	0743-63-5611(代)
★近畿大学医学部奈良病院	0743-77-0880(代)
★市立奈良病院	0742-24-1251(代)
国保中央病院	0744-32-8800(代)
済生会中和病院	0744-43-5001(代)
大和高田市立病院	0745-53-2901(代)
南奈良総合医療センター	0747-54-5000(代)

(平成29年10月現在)

がんの情報は [がんネットなら](#)

改正育児・介護休業法がスタート～平成29年10月1日施行～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わりました。**
 またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容①：最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、**育児休業期間を最長2歳まで再延長**できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなりました。(詳細はハローワークまで)



12月で1歳6か月までの育休が終わるのに、申し込んだけど、入れる保育園がない。どうしよう…。



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に**個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設**されました。



育児休業中はね…

改正内容③：育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。



(育児目的休暇の例)
 配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

社員・シャインな職場訪問記 33



平成28年度「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・仕事と家庭両立推進部門」で、JT B西日本様が表彰を受けられました。近畿2府4県で旅行事業を中心に展開する同社の取り組みを、総務部ダイバーシティ推進担当マネージャーの北邨昌子さんに伺いました。



株式会社JT B西日本

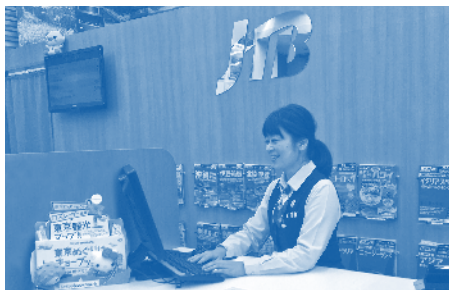
事業内容：旅行業
所在地：大阪市中央区久太郎町2-1-25
JT Bビル13階
TEL：06-6260-5010
URL：<https://www.jtbwest.jp/>



仕事と家庭の両立について、御社のお考えをお聞かせください。

私共JT Bグループでは多くの女性社員が活躍しています。女性たちがワークライフバランスをとりながら働けるように、以前から仕事と家庭両立支援制度には力を入れてきました。現在、育児休職は約20人、短時間勤務は約50人が利用しています。

育児に限らず、これからは介護を担う人も増えてくるでしょう。男女を問わず、誰もが働きやすい職場を目指して改革を進め、仕事を続けたい人が退職せずに能力を発揮できるようにしたい。人が財産ですから、それによって生産性を上げたいと考えています。



復帰へのサポート体制はどのようにされていますか。

本社総務課が中心となって、社内報などの情報を送り、個別の問い合わせや相談を受けています。インターネットを使った復帰のための支援ツールも提供し、スキルアップや教養、育児ノウハウも学べるようにしています。

また、復職後は、上司が復職社員とコミュニケーションを密に取り、その声を本社に上げています。育児に理解がある上司「育ボス」を育てよう、支援しようという空気も生まれています。職場内で個人の事情を共有し、相互理解を深めることは不可欠です。当事者も感謝の気持ちを伝えつつ、できるところは頑張る姿勢が重要だと思います。

この4月から制度がさらに拡充されました。それについて教えてください。

育児休暇は男女問わず取得できますが、男性には敷居が高いようでした。そこで、就学前の子どもをもつ人は誰でも5日間、有給で休暇が取れるようにしました。給与や査定に影響しないという前提があれば、男性も利用しやすいというねらいです。4月に導入して既に6人が利用しており、利用者の奥さんからは、「子どもを夫に任せて外に出てリフレッシュできた。上の子の面倒を見てくれて子どもが喜んだ」という声が届いています。

また、「慣らし保育特例」を設け、復帰から2週間は、勤務時間を0から5時間まで自由に設定できるようにしました。「所定時間外労働免除」も、これまでは子どもの年齢が就学前まででしたが小学校3年生まで延長しました。

制度のメリットと今後についてお話しください。

仕事と家庭を両立している先輩が間近にいることは、若い女性社員にとって、将来の働き方をイメージできる利点があります。男性社員にとっても、時間の制限がある中で成果を出している人から仕事の段取りや考え方など、学ぶべきところが多く、会社にとってもプラスになっています。

勤務時間を1時間前倒しや後ろ倒しにして、フルタイムで働ける制度も始めました。秋から在宅勤務を取り入れて、数人が利用しています。自宅でできる仕事もありますし、週のうち1日だけでも家にいることで助かることもあります。

できるだけ柔軟に仕事ができるようにして社員のパフォーマンスを上げたい。皆が同じ働き方をする時代ではありません。制度を利用してやりがいを感じながら、長く働いてもらえるように、今後も改革を進めていきます。

労務改善 Q&A

Q

飲食店のアルバイトで17時から24時まで時給800円で働いています。会社からは8時間以内なので時給800円と言われていたのですが、22時以降は深夜割増になると聞きました。問題はないでしょうか。

A

労働基準法37条4では「使用者が午後10時から午前5時までの間において労働させた場合にはその労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない」と規定しています。この割増率は深夜時間に付加されるものですので質問者様の場合には22時以降の労働に対しては1時間あたり1000円は支給される事となります。

なお、労働基準法は強行規定であり、労使とも合意の上で割増賃金を支払わない申し合わせや契約をしても無効となり深夜の労働に対する割増賃金を支払わなければなりません。これは深夜労働を禁止されている年少者に違法な深夜労働をさせた場合にも当てはまります。

労働基準法15条では「使用者は労働契約の締結に際し労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」とあります。賃金の決定、計算及び支払の方法には深夜割増賃金の割増率や支給額が含まれますので、労働契約締結時に書面で明示するように求めて下さい。

確かめよう労働条件

(厚生労働省) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/qa/roudousya/chingin/q5.html>

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
27年度	1,364,316	58,675	92,815	1.58	244,184	253,703	1.04 (1.23)
28年度	1,356,950	54,959	98,468	1.79	231,819	272,781	1.18 (1.39)
平成29年3月	1,353,081	5,248	8,091	1.67	19,770	24,286	1.21 (1.45)
4月	1,351,143	4,449	8,322	1.87	18,653	23,116	1.24 (1.48)
5月	1,351,511	4,337	9,354	2.16	18,888	24,320	1.29 (1.49)
6月	1,350,797	4,484	8,224	1.83	18,897	23,967	1.27 (1.51)
7月	1,350,211	4,269	8,581	1.98	18,614	24,272	1.30 (1.52)
8月	1,349,624	4,389	8,963	2.04	18,264	24,204	1.33 (1.52)
9月	1,348,930	4,305	9,198	2.14	18,094	24,846	1.37 (1.52)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成26年	264,538	223,388	136.4	8.1
27年	262,762	224,887	134.4	7.3
28年	265,836	225,242	134.5	7.5
平成29年2月	232,807	231,170	135.1	7.9
3月	241,777	226,777	134.3	7.9
4月	241,727	236,216	142.3	8.4
5月	239,172	228,076	132.2	7.4
6月	350,187	228,505	140.8	7.6
7月	344,956	236,795	139.9	7.4
8月	240,508	232,480	135.5	7.3

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻361号 平成29年12月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>